

大牟田市請負工事業者の指名に関する規程の運用基準

大牟田市請負工事業者の指名に関する規程の運用基準（平成6年8月1日制定）の全部を改正する。

第3条関係（等級区分による指名）

等 級	土木一式	建築一式
A	2,000万円以上	3,000万円以上
B	400万円以上2,000万円未満 (5,000万円未満)	3,000万円未満 (5,000万円未満)
C	400万円未満(1,000万円未満)	

括弧書は、直近上位の等級に指名する場合の限度額を示す。

第5条関係（指名時の留意事項）

事 項	留 意 点
1 不誠実な行為の有無	<p>次に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 大牟田市請負工事業者の指名に関する規程（平成6年庁達第1号）第6条に基づく指名停止期間中である場合</p> <p>(2) 市発注工事に係る請負契約に関し次に掲げる事項に該当し、請負者として不適当であると認められる場合</p> <p style="padding-left: 2em;">工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められる場合</p>
2 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p>
3 工事成績	<p>工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>特に工事成績の年度平均評定点が80点以上の場合は、翌年度の手持ち工事及び年間受注の件数（企業局の発注工事を含む。）の制限に各1件を加算する。また、60点未満の場合は、各1件を減ずる。</p>
4 当該工事に対する地理的条件	<p>地理的条件は、原則として勘案しないこと。ただし、予定価格が400万円未満の土木一式工事で、当該工事場所から200メートル以内に本店、支店若しくは支店に準じる営業所を有する有資格者がいる場合又は災害復旧工事の場合は、この限りでない。</p>

5 手持ち工事の状況	<p>工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>手持ち工事件数（指名しようとする際に施工中の工事の件数をいう。企業局の発注工事の件数を含み、随意契約による工事、予定価格が500万円未満の工事、災害復旧に係る工事及び特殊・専門工事のうち下水道管渠長寿命化改修に係る工事並びに競争入札の結果が中止又は不調となった工事であって再び同一の内容及び入札参加要件の競争入札による工事の件数を除く。）を次のとおり制限し、それを超える場合は指名しないこと。</p> <p>市内業者・認定業者（準市内業者（市内の支店又は営業所等に技術者を2名以上有している者をいう。以下同じ。）のうち市内業者と同等と認定した者をいう。以下同じ。）は、最多で3件まで（土木一式、とび・土工、舗装、水道施設又は解体（以下「土木等」という。）の工事の場合は3件まで、建築一式又はその他の業種の工事の場合は2件（更に土木等の工事を組み合わせる場合は3件）まで）とする。この場合において、当該手持ち工事件数のうち、予定価格が1億5千万円以上の工事にあっては1件を限度とする。</p> <p>準市内業者、県内業者及び県外業者は、1件とする。</p>
6 当該工事施工についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種の工事（当該工事の一部の内容について経験があるときを含む。）について、相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 安全管理に関し、1の(1)に該当するときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうか総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 市発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がない等安全管理が特に優良である場合はこれを十分尊重すること。</p>
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当と認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結して、証紙購入若しくは貼付が十分かどうかなどを総合的に勘案すること。</p>
9 その他市長が別に定める事項	<p>(1) 1指名における準市内業者の割合は、原則として3割以内とすること。ただし、特殊技術を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 当該工事と同一の場所又は近接した場所での工事施工実績の有無は勘案しないこと。</p>

第7条関係（工事の指名競争入札参加者の数）

1 土木一式及び建築一式

金 額	業 者 数
500万円未満	10者～15者
500万円以上1,000万円未満	12者～18者
1,000万円以上5,000万円未満	14者～21者
5,000万円以上	16者～24者

2 とび・土工、電気、管、鋼構造物、舗装、塗装、内装仕上、
機械器具、造園、水道施設、消防施設及び解体

金 額	業 者 数
1,000万円未満	8者～12者
1,000万円以上	10者～15者

3 その他の業種については、5者～9者とする。

4 前3項の規定にかかわらず、業者が不足する場合等特に市長が認める場合は、指名競争入札参加者の数を3割以内で減ずることができる。

第8条関係（委託の指名競争入札参加者の数）

工事に係る測量、設計等の委託については、原則として8者以上とする。

付 則

1 この運用基準は、平成15年1月1日から施行する。

2 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に限り、第5条関係の規定にかかわらず、第5条関係の表の5の 中「1件」とあるのは「2件」と、同表の9の(1)の 中「2件」とあるのは「3件」とする。

付 則

この運用基準は、平成16年6月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成16年9月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に開札又は見積合わせを行う工事から適用する。

付 則

この運用基準は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う案件から適用する。

付 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う案件から適用する。

付 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う案件から適用する。

付 則

この運用基準は、令和3年1月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う案件から適用する。